

令和5年度「新たな沖縄観光サービス創出支援事業」に係る補助事業者募集に係る質問回答

更新日 2023/5/23

	質問	回答	回答日
1. 事業内容について			
(1)	次年度への事業の繰り越しは可能ですか？	次年度に繰り越すことはできません。事業期間は令和6年1月31日までとなります。	5月9日
(2)	どのような取組が補助対象となりますか？	募集要領「1-3. 事業内容」に示す目的・条件に沿った観光サービスの開発が対象となります。	5月9日
(3)	本年度、対象となる事業が、本補助事業と異なる、他の国や自治体の補助事業や委託事業を受ける可能性（応募や採択）がある場合、本補助事業の応募や実施に影響や必要な配慮はありますか？	別の補助事業などと重複して補助をうけることはできません。補助金の重複受給は不正行為となり、交付規程第20条に定めるとおり、交付決定の取り消しとなりますのでご注意ください。直接本事業経費に関係しないものであっても、他の補助事業などと関係する可能性がある場合については、その旨、応募書類中に記載をお願いします。	5月9日
(4)	1-3. 事業内容(ウ)企業や地域の課題解決に貢献する活動を伴うワーケーションに記載ありました ※モニターツアー参加者については、主に県外からの観光客（国内在住の外国人を含む）を想定しています。ただし、一部、県民の域内旅行（マイクロツーリズム）を想定した観光サービスなど、テーマの必要性に応じて、県内在住者を対象としたモニターツアーも認めます。 とは、ワーケーションのモニターツアーのみが対象となるのでしょうか？	※目的に沿った内容であれば、上記例に限らず、幅広いテーマ・内容でご提案ください。 ※モニターツアー参加者については、主に県外からの観光客（国内在住の外国人を含む）を想定しています。ただし、一部、県民の域内旅行（マイクロツーリズム）を想定した観光サービスなど、テーマの必要性に応じて、県内在住者を対象としたモニターツアーも認めます。 上記2つは、(ア)～(ウ)の全てのサービスに関する補足事項です。 ※既存の観光サービスを高付加価値化する場合は、その仕組みを明記してください。 こちらは、高付加価値化する場合ですので、(イ)のサービスに関して言及しております。	5月23日
2. 応募資格及び実施体制について			
(1)	どのような団体が応募できますか？	募集要領「1-5. 応募資格」に示す要件を満たす民間団体等が対象となります。	5月9日
(2)	募集要項 様式1の業務企画の責任者と連絡担当窓口が同一人物でも問題ないでしょうか？	同一人物でも構いません。	5月9日
(3)	連携する地元団体の中に、各種「組合」は該当いたしますでしょうか？	交付規程第3条2(3)に基づき、観光収益が地域に還元される仕組みとなる連携先であれば「組合」でも構いません。	5月9日
(4)	沖縄県内に本社・営業所を有する法人の確認は、何をもっておこないますでしょうか。	企画提案提出書（別添 募集要領様式1）「3. 応募資格」「4. 法人概要」への記載事項および添付書類での確認を想定しております。	5月9日
(5)	共同で実施する事業者は、「沖縄県内に本社または営業所を有する法人」に該当することが必要でしょうか。	代表法人が「沖縄県内に本社または営業所を有する法人」に該当すれば、応募可能です。	5月9日
(6)	本事業の受託エントリーに際して、複数の企業体（コンソーシアム）で申し込みする際は「要領様式1」の記載および添付資料以外に「コンソーシアム協定書」の提出は必要でしょうか。	コンソーシアム協定締結書の提出は必要ありません。	5月9日

	質問	回答	回答日
(7)	弊社は、2023年4月に設立された企業です。そのため、決算書などの過去の実績が、一期分もないのですがこの場合でも、代表企業として旅行業を持った企業と共同事業体を組めば応募できますか？	応募は可能です。募集要領「1-5. 応募資格」に示す要件の満たし方について、代表法人・共同事業者の体制内で、どのように行うのかをお示しください。	5月9日
(8)	応募資格として『県内に「本社」または「営業所」を有する法人』と記載がございますが、「支店」の場合は応募資格を満たす団体として認められますでしょうか。	沖縄県内に「支店」を有することでも、応募資格を満たす団体として認められます。	5月9日
(9)	「地元団体との連携」について、地元団体を「共同事業者」としなければいけないのでしょうか	「共同事業者」とする必要はありません。地元団体との知見の共有や商品造成の経験を通じたスキルアップ、観光収入が地域に還元される仕組みの構築、などの点で、どのような連携をとるのか検討していただき、連携する地元団体の名称と連携体制について企画提案書において具体的にお示しください。	5月9日
(10)	旅行業登録のある法人と共同で事業を実施するが、旅行業登録のない法人でも、代表法人になれますか？	旅行業登録のない法人であっても、代表法人として応募することは可能です。	5月9日
(11)	1-5. 応募資格に関して旅行業登録申請中でも応募可能ですか？	募集要領「1-5. 応募資格」の要件を満たすことが必要です。応募の際に、旅行業（又は旅行業者代理業）の登録を受けていることが必要となります。	5月9日
3. 補助金の支払い及び精算業務について			
(1)	補助金の仮払いや概算払いは出来ますか？	できません。交付規程第17条～第19条に定めるとおり、すべての事業の完了後、「実績報告書」を提出頂きます。それに基づき補助金額を確定し「支払確定通知書」により通知します。その確定補助金額について「精算払請求書」を提出していただいた後、補助金を支払います。	5月9日
(2)	提案書に記載した金額から事業開始後に変更になっても問題ないでしょうか？	基本的には採択時に決定した金額が上限額となり、増額は認められません。減額や内容の変更については、事務局と調整のうえ実施することになります。	5月9日
(3)	本事業（補助事業）を進める上で必要な処理や書類を教えてください。	補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については「補助事業事務処理マニュアル」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日
(4)	精算時に領収書は必須ですか？例えば請求書のみで精算は可能ですか？	支払を確認できる領収書や銀行振込受領書等がなければ事務局による支払ができません。ご留意の上、応募をご検討ください。	5月9日
(5)	本事業の経費を他の経理と明確に区分する必要があるとのことですが、本事業用に銀行口座を開設する必要がありますか？	特別に口座を開設する必要はありません。補助事業に係る具体的経理処理については「補助事業事務処理マニュアル」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日

	質問	回答	回答日
	(6) 積算書に記載する「支払先」は、具体的な事業者様の名称が必要でしょうか？ (例えば、「広告事業者」ではなく「〇〇出版社」)	募集要領「5-2. 審査基準」内に記載のとおり、「観光収入が地域に還元される内容」という点でも審査しますので、特にモニターツアー催行にかかる費用については、なるべく具体的な事業者様の名称をご記載ください。また、経費積算に関する見積書の写しもご提出をお願い致します。	5月9日
	(7) 人件費の証憑はどのように提出したらよいですか？	人件費を含む、補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料・証憑等については「補助事業事務処理マニュアル」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日
	(8) 人件費の単価はなにを根拠にしたらよいですか？	人件費に関する経理処理については「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」(P10～)をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日
	(9) 応募要領「2-2. 補助率・補助上限額」 1団体として複数の観光サービス企画を応募した場合の補助金受給額について質問となります。 例) 1団体として、 ①弊社が代表企業として、複数企業と共同体として(13,750千円事業で11,000千円の補助として)応募。 ②複数企業の共同体として、弊社以外の企業が代表企業で応募する場合(6,875千円事業で5,500千円の補助として) 上記例の場合、補助金は1団体にどのように支給されるのでしょうか？	事業終了後の精算処理については、代表団体とOTSサ研間でのみ行います。事業で発生した費用の経理関係は、代表団体と共同事業者間であらかじめ整理していただく必要があります。ついては、下記の形を想定しております。 ①の場合は、OTSサ研より代表企業(質問者)へ11,000千円を支給しますので、代表企業から、共同体の複数企業それぞれへ支払いしていただく ②の場合は、OTSサ研より代表企業へ5,500千円を支給しますので、代表企業から、共同体の複数企業(質問者含む)へそれぞれへ支払いしていただく	5月9日
	(10) 事業経費のうち、申請者が負担する2割の費用について、代表団体と共同事業者のうち、負担する事業者の指定はありますか？	2割負担分をどの事業者が負担するかについての決まりはありません。ただし、どの事業者が負担したかを明確にしておく必要があります。 例えば、本事業を目的として広告宣伝を行った場合は、実施内容と、代表団体もしくは共同事業者のいずれかが負担したことがわかるよう、証憑として以下の書類などを提出していただきます。 ・広告宣伝の成果物(広告紙面・画面の写し、報告書など) ・負担団体から広告代理店等への金額の流れがわかる証憑書類(請求書、領収書、銀行振込証明など) また、すべての事業終了後の精算処理については、代表団体とOTSサ研間でのみ行います。事業で発生した費用の経理関係は、代表団体と共同事業者間であらかじめ整理していただく必要があります。	5月9日
	(11) 8割補助対象経費はすべての項目から均一に8割補助としなければならないのか。または項目ごとに補助率を変動させ、総額の8割になっていけば問題ないか。	対象経費については、各項目に対して8割補助となります。変動させることはできません。	5月9日
	(12) 複数の法人が共同して事業を行う場合、共同事業者の人件費の証憑についても、代表法人と同様の書類が必要ですか？	共同事業者の人件費についても、代表法人と同様の証憑が必要となります。	5月9日

	質問	回答	回答日
(13)	補助対象経費の「人件費」について、委託先事業者の「人件費」も補助対象となりますか。 また、ツアーガイドなどへの「委託費」は補助対象となりますか。	委託先事業者の人件費は補助対象となりません。「応募団体」（代表法人および共同事業者）において事業に従事する方の人件費が対象となります。詳しくは「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」（P10～）などをご確認ください。 また、商品造成におけるツアーガイド等への「委託費」は補助対象経費となりませんが、モニターツアー催行時の体験等に要する経費であれば、「旅費」として補助対象となります。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日
(14)	公募資料「4_2【別添積算書例】新たな沖縄観光サービス創出支援事業」を例にしての確認です。 以下のような認識でよろしいでしょうか。 ・モニターツアー催行経費：8割は本事業で負担。残り2割はモニターツアー参加者に負担してもらう。モニターツアー参加者は上記2割分に加え沖縄本島までの移動経費(航空券)も負担 ・間接補助事業者事業経費：8割は本事業で負担。残り2割は代表法人および共同事業者等で負担。	本事業の対象経費における負担者については、認識のとおりで相違ありません。	5月9日
(15)	申請時の人件費算出の提出根拠資料は何ですか？	人件費の関する経理処理については「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」（P10～）をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日
(16)	採択後に、契約社員、アルバイトを使つての事務処理や書類作成をする場合の人件費の計算はいかでしょうか？	「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」（P10～）を参考に、当該業務にあたる人材を雇用する際に想定される給与規定などをもとに算定してください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日
(17)	観光協会の職員の人件費ですが、補助事業事務処理マニュアルに沿って計算でよろしいでしょうか？	認識の通りで相違ありません。	5月9日
(18)	緊急事態制限など事業者の自己都合によらない理由でツアーが実施できない場合、サービス開発やツアー準備にかかった費用の精算は可能でしょうか。	対象経費となります。	5月9日
(19)	代表事業者ではない、共同事業者が別事業で代表事業者となる場合の質問です。 その事業者が代表事業者となる事業での補助限度額は、共同事業者と参画する事業費も影響しますか。	影響しません。補助上限額については「代表団体」ごとの上限額となります。	5月9日
(20)	自社の広告媒体を活用した場合「広報費」として補助対象経費とすることはできますか？	支出として発生する経費が対象となるため、自社媒体であれば、料金表などに基づく「掲載費」などの費用は、対象経費とはなりません。ただし、掲載作業などに関する「人件費」については、補助対象経費となります。	5月9日

	質問	回答	回答日
(21)	モニターツアー催行時の体験に要するツアーガイドの経費を「旅費」として計上予定です。 ツアーガイドの交通費（県内航空券やフェリー、タクシー代）もツアーガイド経費に含めてよろしいでしょうか。 なお、ツアーガイドより交通費も含めた見積書をいただく予定です。	モニターツアー催行時の、体験に要するツアーガイドの経費につきましては、モニターツアー催行経費として計上可能ですが、その旅費に関して合理的に説明が可能な資料の提供を求める場合がありますのでご注意ください。	5月18日
(22)	モニターツアーに、インフルエンサーさんも参加（希望者）して頂き、体験後に自身のSNSや動画サイトにて投稿して頂きPRして頂く企画を検討中です。 その場合、インフルエンサーさんにプロモーション費としてお支払いし、Web広告宣伝費として計上できますでしょうか？	インフルエンサー等のKOLがモニターツアーに参加する場合は、旅費として計上することになります。 また、広報費はモニターツアー実施のための費用となるため、参加後のPRは自走化（商品化）に係る部分のため対象外です。	5月23日
(23)	インフルエンサーさんが、参加前にモニターツアープランのPRをして集客のお手伝いをして頂き、インフルエンサーさんにプロモーション費としてお支払いし、Web広告宣伝費として計上はできるという認識でよろしいでしょうか？	所謂インフルエンサー等のKOLにモニターツアーの集客のためのPRをしていただく費用に関しては、広報費として計上する事が可能です。 精算にあたっては、見積書や選定理由書、納品書や成果物、請求書等が必要となります。	5月23日
4. 応募手続き（応募書類）について			
(1)	採択結果は発表予定日はいつ頃になりますか？	6月下旬を予定しておりますが、応募企画件数等によっては前後する可能性もございますのでご承知ください。	5月9日
(2)	共同提案者における、「履歴事項証明書」「決算書（損益計算書・貸借対照表）」も提出が必要でしょうか。	募集要領「4-2. 応募書類（1）②企画提案提出書類」内に記載のとおり。本事業に参画するすべての共同事業者において、必要提出書類を求めます。	5月9日
(3)	（募集要領様式1）の表の1、法人の履歴事項全部証明書OR登記簿謄本の写しは、代表法人分（1社分）でよいでしょうか？	募集要領「4-2. 応募方法（1）②企画提案提出書類」内に記載のとおり。全社分提出を求めます。	5月9日
(4)	（募集要領様式1）の表の2、旅行業（旅行業者代理業）の証明書類は、必ずしも代表法人のものである必要はなく、共同体を組んで応募する法人の中に1社あればそれを添付する認識で問題ないでしょうか？	代表法人のものである必要はありません。本事業におけるモニターツアーの実施にあたる旅行業登録者の証明書類を添付してください。	5月9日
(5)	（募集要領様式1）の表の5、【資産及び負債に関する書類】（貸借対照表等）は、代表法人分の提出でよろしいでしょうか？共同体を組む全社分必要ですか？	募集要領「4-2. 応募方法（1）②企画提案提出書類」内に記載のとおり。本事業に参画するすべての共同事業者において、必要提出書類を求めます。	5月9日
(6)	（募集要領様式1）の表の6、「事業実施に当たって得た機密情報について、実施者の利益を損なわないように厳格に管理できること」の説明・証明というのは、実施者＝ツアー販売者（旅行業資格保持）と、その他の共同企業体の秘密保持契約書等を指すのでしょうか？	秘密保持契約の締結など、応募団体内での管理体制・手法などについて、ご説明ください。	5月9日
(7)	（募集要領様式1）の表の8、「内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと」は何を以て説明・証明しますか？	当該項目については、特定の証明書類はありません。確認欄へ「○」の記入、及び説明の記載により、要件を満たすことの申告として取り扱います。	5月9日

	質問	回答	回答日
(8)	(募集要領様式1)の表の9、新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付規程別紙「暴力団排除に関する制約事項」に記載されている事項に該当しないことは、交付申請書の提出同意したものとする認識で特に証明する書類は必要ないという認識でよろしいでしょうか？	当該項目については、特定の証明書類はありません。確認欄へ「○」の記入、及び説明の記載により、要件を満たすことの申告として取り扱います。	5月9日
(9)	見積書の件での質問です。 ○弊社(旅行業なし)が代表法人として、旅行事業者、観光協会と連携し企画を進めております。 ○積算書提出部分で『見積書の写し』とありますが、見積書の宛名ですが、代表法人の弊社でよろしいでしょうか？連携する旅行会社宛の見積書となりますでしょうか？	事業にかかる経費精算の根拠となっていれば、いずれの宛先のものでも構いません。	5月9日
(10)	見積書ですが、モニターツアー参加者の近距離移動をタクシー利用を想定している場合、見積書は必要でしょうか？ 見積書の必要な範囲をご教授ください。	提案・積算書の妥当性を判断する為、見積書の写しをご準備ください。難しい場合は公表されている価格表など、積算金額の妥当性が判断できる資料等をご提出ください。	5月9日
(11)	(募集要領様式1)の表の2、【旅行業(又は旅行業者代理業)の登録を受けていることを証明する書類】について、「沖縄県知事登録旅行業者名簿」の提出でもよいでしょうか	当該書類はあくまで「名簿」となりますので、証明書類とはなりません。「旅行業更新登録通知書」等の提出をお願いいたします。	5月9日
(12)	資産及び負債に関する書類にて「貸借対照表等」と記載あるが貸借対照表以外の「等」に該当する具体的な書類をご教示頂きたい。	損益計算書など、「本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること」を満たすことについて、関係資料の提出をお願いいたします。	5月9日
(13)	国内在住の外国人、県内在住者とは、なにか住民票など”在住”を証明する書類提出義務等あるのでしょうか？	国内在住の外国人の方や県内在住の方に関する証明につきましては、事業の円滑な実施のためモニターツアーの申込書に記入された住所で確認することとし、住民票など在住を証明する書類の提出は求めません。	5月23日
5. 企画内容について			
(1)	沖縄県内及び国内在住の外国人向けの企画(モニターツアー含む)でも対応は可能でしょうか？	募集要領の「1-3. 事業内容(ウ)」に記載のありますとおり、国内在住の外国人についても対象となります。	5月9日
(2)	令和4年度同事業に間接補助事業者として採択されましたが、同じテーマをベースによりブラッシュアップを図りたく、今年度も申請することは可能でしょうか。	既存観光サービスからのブラッシュアップをすることで、本事業目的の達成が期待できるという内容であれば、審査にて判断します。	5月9日

	質問	回答	回答日
6. 補助対象経費について			
(1)	補助対象経費の”旅費”について、サービス開発・ツアー造成に係る間接補助事業者の旅費（出張費）も対象ですか？	対象となります。	5月9日
(2)	複数法人が共同して事業を行う場合、代表法人以外の共同事業者の人件費も計上できますでしょうか？	共同事業者の人件費についても、補助事業の実施に必要なものであれば、補助対象経費となります。	5月9日
(3)	モニターツアーを有料で実施した場合の収入の取り扱いは、どのようになりますでしょうか？	モニターツアー催行経費の内、補助金額以外の経費（補助対象経費の2割）はモニター（顧客）から徴収頂くことを想定しておりますが、当事業は補助事業のため、モニターツアーの販売により事業者が利益が生じることは不可となっております（モニターツアーの造成にあたり仕入れをする上で通常発生し得るコミッションも含め不可）。事業開始までに積算書に該当する見積書をご提出いただき、また募集広告や販売するWEBサイトなどで整合性を確認いたしますので、予めご理解いただけますようお願いいたします。	5月12日
(4)	すでに補助事業として実証実験中の設備を利用しているモニターツアーは補助対象となりますか？	原則、設備利用にかかる費用については、本事業での補助と、既存補助事業との補助が重複する場合は補助対象外となります。ただし具体的な「利用」および「経費」の範囲・形態によっても異なりますので、必要に応じて具体例をご提示ください。	5月9日
(5)	補助対象経費区分ごとの補助割合に目安や制限はありますか？ (例：人件費は3割以下など、)	募集要領「5-2. 審査基準(4)」内に記載のとおり、経費区分ごとの目安や制限はありません。企画提案内容に応じて、経費配分の適否を判断します。	5月9日
(6)	広報費や、印刷製本費などを、沖縄県内以外の業者に発注してもよろしいでしょうか。 (発注先として制限があるのかどうか)	県外事業者への発注に係る制限はございませんが、可能な限り県内事業者への発注をお願いいたします。	5月9日
(7)	体験アクティビティの開発にあたり、ガイドの育成費用は補助対象となりますか？	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。ガイド育成に関わる社内スタッフの「人件費」については対象となりますが、育成にあたっての外部研修などの「研修費」「委託・外注費」など、記載のない区分の経費は対象外となります。	5月9日
(8)	モニターツアー内の「食費」は対象となりますか？ またその際の証憑は領収書でよいでしょうか？	「食費」については、対象経費とはなりません。原則として、モニターツアー参加者にて負担していただくこととなります。ただし、食文化の体験を主目的とした料理体験などの「体験に要する経費」、朝食（オプションではない）を含む「宿泊に要する経費」については、「旅費」として補助対象経費となります。	5月9日
(9)	モニターツアーで対象経費となる「宿泊費」「交通費（県内移動費）」は、旅行会社が各社より仕入れた価格で計上するのでしょうか？それとも販売価格となりますか？	交付規程「第3条（交付対象要件）」のとおり、本事業は「OTSサ研が認める経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する」ものとなります。経費としては、販売価格ではなく「仕入価格」にて計上してください。またモニターツアー参加者の2割の負担額についても、「仕入れ価格」を元に積算してください。	5月9日

	質問	回答	回答日
(10)	新型コロナウイルス感染症対策に関して、補助事業の実施に必要な新型コロナウイルス感染対策のためのマスク、アルコール消毒液等の購入に要する経費と記載がありますが、パーティションの設置やCO2センサーの購入費は補助経費対象でしょうか。	マスク、アルコール消毒液等の購入に要する経費については「消耗品費」として補助対象経費となりますが、パーティションやCO2センサーなど「1年以上継続して使用できるもの」については「備品費」に該当するため、本事業の補助対象経費外となります。詳しくは「補助事業事務処理マニュアル『6. 備品費・借料及び損料に関する経理処理』『7. 消耗品費に関する経理処理』」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hoio_manual02.pdf	5月9日
(11)	モニターツアー参加者に県外からの移動前にPCR検査を実施してもらう場合の費用は補助対象でしょうか。PCR検査キットを郵送し陰性を確認して移動してもらうことを想定しています。	PCR検査については、本事業の対象経費には該当しないため、補助対象外となります。 モニターツアー参加者の自費負担にて行うPCR検査および陰性証明を参加条件とする観光サービスの提案は可能です。	5月9日
(12)	旅費の経費において下記は補助対象となりますか？ 「飲食を含むアクティビティ・文化等体験費」 ※宮廷料理体験（飲食）、料理教室（調理）等	「沖縄の食文化の体験」を主目的とした体験に要する経費については、「旅費」として対象経費となります。ただし体験を目的としない「食費」については、対象経費とはなりませんので、原則として、モニターツアー参加者にて負担していただくこととなります。	5月9日
(13)	支払時の振込手数料は補助対象ですか？	対象外です（補助事業事務処理マニュアルP2）	5月9日
(14)	緊急事態制限など事業者の自己都合によらない理由でツアーが実施できない場合、サービス開発やツアー準備にかかった費用の精算は可能でしょうか。	対象経費となります。	5月9日
(15)	モニターツアーの参加者への2割負担に、消費税も入れる事が出来ますでしょうか？可能な場合、2割の税金になりますでしょうか。	モニターツアー参加者の支払額は、モニターツアー旅費（税抜）の2割分に税金を加えた額となります。 原則、補助対象経費の2割に消費税を加えた額（またはその額以下）を「旅行代金」として設定し、税込・総額表示にて記載ください。	5月9日
(16)	間接補助事業者に帰責性のない事由（台風接近、緊急事態宣言発令等）に基づきモニターツアーが催行中止となった場合、参加者の沖縄県外空港⇄県内空港間の航空券キャンセル料は補助対象となりますか。	対象経費として8割は事業費にて補助、残り2割は参加者の負担となります。	5月9日
(17)	自社で無人島を保有しており、現在新たな観光資源活用を目指して事業計画を目指しているが、本支援事業の対象となり得るのか知りたい。	募集要領「1-3. 事業内容」に示す目的・条件に沿った観光サービスの開発が対象となります。	5月9日
(18)	対象経費は、建物の新築、設備や家具の購入、広告宣伝費、など認められるのか。	募集要領「6-1.補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。「建物の新築」「設備や家具の購入」など、記載のない区分の経費は対象外となります。補助事業の実施に必要な動画作成や、WEBサイト構築・運営等、広報活動のために要する経費は「広報費」として補助対象となります。	5月9日
(19)	ホテルですが、宿泊費も利益排除となるのでしょうか。利益排除となる場合の算出方法を教えていただきたいです。	ご自身が間接補助事業者、もしくは共同企業体としてご応募いただく場合、利益排除の考え方が適用されます。詳しくは補助事業事務処理マニュアル「補助事業者における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方」（P4）をご確認ください。	5月9日

	質問	回答	回答日
(20)	ツーリズムEXPOなどのプロモーションの出店費用は認められますでしょうか？	募集要項「6-1.補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。 ツーリズムEXPO等の出展料については、補助対象外です。モニターツアーの広報のために作成した動画やチラシをツーリズムEXPO等の出展用に編集するための経費は「広報費」として補助対象となります。	5月9日
(21)	提出する際は親会社で出すのですが、人件費でかかる費用は子会社(子会社に所属しているものがツアー動員する為)になります。出向先への支払いでも補助対象として問題ないでしょうか。	補助対象となりません。対象となるのは「応募団体」(代表法人および共同企業体)において事業に従事する方の人件費となります。詳しくは「補助事業事務処理マニュアル3.人件費に関する経理処理」(P10～)をご確認ください。	5月9日
(22)	ナイトコンテンツを検討しています。実現に向けイニシエーション費用(コンテンツ内容・機材内容と費用・メンテナンス費用・ランニングコスト・人員計画・市場予測(来場者)・マーケティング計画)を補助金として申請可能でしょうか？	募集要領「6-1.補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。補助事業の実施に必要なメニュー・プログラムを開発、またメンテナンスをする社内スタッフの「人件費」については対象となりますが、開発を外部へ依頼する場合の「委託費」など記載のない区分の経費は対象外となります。モニターツアー催行時の参加者等の体験等に要する経費は対象となりますが、メンテナンス費用、ランニングコストなど、ツアー催行にかかるものではない経費や、記載のない区分の経費は対象外となります。	5月9日
(23)	航空券を自社(旅行会社)の端末により発券した場合、補助対象経費に計上可能でしょうか？	航空券を自社(旅行会社)の端末により発券し、その費用を補助対象経費に計上する場合、利益排除をお示しいただく必要があることから、合理的な説明を求める可能性がある事にご留意ください。	5月18日
7. その他			
(1)	当法人は旅行業の登録をうけておらず、マッチングシートに記載いただいています。マッチング自体は旅行業登録業者がマッチングシートを確認して自らマッチングを検討・働きかけたり、当法人が自ら旅行会社へ共同申請を働きかけるということでしょうか？それとも、事務局側でマッチングを行うのでしょうか？お手数をおかけしますが、ご教示のほどよろしくお願いいたします。	前者の認識です。掲載しているマッチングシートをご確認いただき、マッチング自体は、事業者様自身で検討・働きかけを行っていただくことを想定しております。	5月9日